

電気保安行政をめぐる 課題等について

2020年1月15日（水）

那覇産業保安監督事務所

はじめに

この資料は、「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安人材・技術ワーキンググループ」で議論された内容をもとに、那覇産業保安監督事務所が内容を抜粋して作成しております。

◆電気保安人材・技術ワーキンググループ

- ・ 第1回 2019年9月9日
- ・ 第2回 2019年10月16日
- ・ 第3回 2019年11月25日（中間報告）

URL :

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_jinzai/index.html

1 電気保安人材の確保

<外部委託承認制度>

保安管理業務を受託する上で必要な実務経験

- ①第1種電気主任技術者：3年
- ②第2種電気主任技術者：4年
- ③第3種電気主任技術者：5年

外部委託可能な自家用電気工作物

- ①電圧7,000ボルト以下で受電する需要設備
- ②電圧7,000ボルト以下で連系する出力2,000kW未満の発電所

1 電気保安人材の確保

＜外部委託承認制度の課題＞

- ① **実務経験年数の要件が**、外部委託承認に必要な能力や経験を得るにあたって**必要な年数であるか**。
- ② 所有する免状の種類により必要な実務経験年数が異なる根拠が不明確。
- ③ 受託者として1件目の外部委託の承認がされた場合、**受託者の能力・資質をその後に確認する機会がない**。
- ④ 国から**受託者へ直接規制**を行うことができない。

1 電気保安人材の確保

＜外部委託承認制度の課題への対応＞

◆実務経験年数の見直し

①②③について

- ⇒ 点検頻度告示※で求められている実務経験年数の見直しにあたって、実務経験を代替可能とする研修についても、あわせて検討を行べき。
- ⇒ 2020年においては、①外部委託契約を結ぶために必要な能力、②各機関が実施している研修に実態把握、を実施し、その結果をふまえて見直し検討を行う。

※経済産業省告示第249号

（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示）

1 電気保安人材の確保

＜外部委託承認制度の課題への対応＞

◆電気保安の規律確保の見直し

④について

⇒ 自家用電気工作物については、設置者に対してのみ報告徴収・立入検査の対象であったが、新たに電気工作物の保守点検を行った者についても報告徴収・立入検査の対象に加えるべき。

2 電気保安スマート化

<外部委託における保安確保と受託件数>

保安確保の現状

- 点検頻度告示に基づき一定の頻度で点検を行っているが、定期点検と定期点検の間は監視していない。
- 複数設備に対する点検作業は負担大。
- 定期点検を実施していても、故障等で突発的な対応が発生。

保安確保の将来

- センサーやIoT等の先進技術を活用した常時監視かつ点検を行わない期間と定期点検をシームレスに実施。
- 常時監視により、定期点検から設備状態に応じた点検頻度の見直し。
- 先進技術の活用による換算係数の緩和が可能に。

3 災害時における課題と対応

＜2018年の台風被害における課題＞

- ①被災した重要設備への電源車接続において、需要設備の安全確保のために電気主任技術者等が立ち会うことが望ましいところ、電気主任技術者と連絡がつかず、電源車の接続作業が遅れた。
- ②山頂や浸水エリアなど、土砂崩れ等により容易に立ち入りが出来なくなった場所に設置された電気工作物について、電気主任技術者の現地確認に遅れが生じた。

3 災害時における課題と対応

＜2018年の台風被害における課題への対応＞

①設置者と電気主任技術者間で事前取り決め

- ・両者間で連絡が取れないことを想定し、その場合の対応を事前に整備するべき。
- ・電気主任技術者は、連絡不能になった場合に備えてバックアップ体制を強化すべき。
- ・電気主任技術者の代理者が行った行為に対する責任の所在を確認し、トラブル発生を防止すべきでないか。

②容易に立ち入れない場所の電気工作物の保安確保

- ・現地へ行けない場合の保安確保のあり方を検討し、ドローン等の活用を考慮する。